

和解についての国の考えについて

大阪高裁は、今年の1月13日の弁論期日において、国に対し、本件につき和解協議に応じることが可能かどうか回答を準備されたい旨発言されました。これを受けて、国は、本日の進行協議期日において、「和解についての国の考え」をお示ししましたので、御報告いたします。

アスベスト健康被害については、国は極めて重大な問題という認識から、後述のとおり、救済等の対策を多面的に実施しており、今後とも隙間なく総合的なアスベスト対策を推進してまいります。

また、本訴訟についても、原告の皆様の苦しみに思いをいたし、一日も早い解決が必要と考え、できる限りの迅速な対応に努めてまいりました。早期解決を目指す裁判所の訴訟指揮の下、既に国として必要な準備書面等の提出も終え、主張立証を尽くしました。控訴審の実質審理は、ほぼ終了している段階です。

こうした中、大阪高裁の上記意向を受け、国は和解による解決の可能性について、真摯に検討してまいりました。なお、高裁は、これは「和解勧告」ではないと明言されており、現段階で和解協議の席に着くよう裁判所が求めたものではない、という前提で、本日、国の考え方を申し述べました。

まず、昨年大阪地裁判決で、国のアスベスト規制の適否について一部を除き国が敗訴した際、国は、控訴という判断をいたしました(6月1日控訴)。一審判決には、

- ・ 責任論、損害論に看過できない法律上の問題点があること
- ・ 後続・類似訴訟や労働基準行政を含む規制行政全般への影響等、政府全体として検討すべき論点が少なからずあること

——等の事情を総合勘案し、公正で、広く国民の理解と協力の得られる解決を目指すためには、控訴審の審理を通じた整理が必要であると考えた結果です。

今回もこの考え方に沿って検討した結果、

- ① 一審判決の問題点は看過できず、また、これを前提(解決基準)とすることは、後続訴訟や他の国賠訴訟への影響も極めて大きいこと

- ② 一審判決を前提とした解決を求めている原告側と国との間には依然として大きな隔たりがあり、和解という方法で双方の納得できる解決を図るには、機が熟していないこと
- ③ 前述のとおり、控訴審における審理はほぼ終了しており、判決までにさほど長期間を要しないと見込まれること

——などから、本訴訟については、きちんと大阪高裁の判決を頂くべきであるとの判断に至り、本日、早期の判決を頂きたい旨申し述べたところであります。引き続き、国民の皆様のご理解とご協力を得られる合理的な解決を図るべく、努力を重ねてまいります。

アスベストによる健康被害は、全国的な社会問題であり、国としても様々な救済策を進めてまいりました。

- ・ 中皮腫、肺がん等の石綿関連疾患による労災保険給付は、請求が急増した平成17年度以降の6年間で、6514件。認定基準の緩和、通院費の支給など、内容の充実も図っています。
- ・ 石綿救済法による医療費や弔慰金の給付認定は、平成18年の法制定以来5年間で、6512件。特別遺族給付金の支給決定は、1215件。
- ・ 平成18年以降、健康管理手帳に基づく無料健診を新たに約2万人の方々に実施。更に、調査事業として、7つの地域で延べ7千人以上の周辺住民の方々に、胸部X線等の無料検査を実施しております。
- ・ 退職者や近隣住民の方々への注意喚起のため、労災認定事業場名を毎年公表(昨年度までに約5千件)。保険給付対象でありながら未請求の方々への救済制度の周知など、「知らせる努力」も重ねています。
- ・ 学校施設等のアスベスト除去費用の助成、中皮腫に関する研究なども、推進中です。

今後とも、建設物解体作業における曝露防止をはじめとした総合的なアスベスト対策を引き続き実施していくことにより、労働環境の向上や健康被害の防止を図るべく、全力を挙げて取り組む所存です。同時に本訴訟についても、できるだけ早期の判決を頂きたいと、この機会にあらためて表明いたします。

アスベスト健康被害救済等に関する主な対策の実施状況

石綿による健康被害が大きな社会的問題となった平成17年6月以降、石綿救済法の制定など健康被害等に係るアスベスト対策を実施している。今後とも、隙間のない健康被害者の救済等の対策を着実に推進していく。

健康被害に関する救済対策	主な実績
<p>①労災保険給付の確実な実施 ※業務上の疾病として中皮腫、肺がん、石綿肺等の疾病に罹患された方々及びその遺族に対し、療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金、遺族補償給付等を支給</p>	<p>○石綿関連疾患に罹患した方々に対する確実な労災保険給付の実施 ・平成17年度から平成22年度までの石綿関連疾患(中皮腫、肺がん等)に罹患した方々への労災給付は6,514件。 H17: 721件, H18: 1,858件, H19: 1,063件, H20: 1,115件, H21: 1,071件, H22: 686件 ※1 平成22年度は12月末までの速報値 ※2 上記のほか、石綿肺については、じん肺症等として労災保険給付を実施。</p> <p>○石綿認定基準の要件緩和による対象者の拡大(H18) ・肺がんの認定基準について、「従事期間10年以上」から一定の場合には「10年未満」でもよいこととしたほか、中皮腫、びまん性胸膜肥厚についても一定の要件緩和を実施。</p> <p>○通院治療の利便性の向上等 ・中皮腫診療のための専門医療機関への通院費の支給(H17)。全疾病に拡大(H20) ・石綿疾患療養管理料を新設(H22)</p> <p>○中皮腫に罹患し死亡された方の遺族であって、保険給付の請求をなされていない方々に対する救済制度の周知を実施予定(平成23年度予算案)</p>
<p>②労災補償対象外の方々に対する給付の確実な実施 ※対象疾病に罹患し療養されている方々及びその遺族に対し、医療費、療養手当、特別遺族弔慰金、特別遺族給付金等を支給</p>	<p>○労災補償対象外の石綿関連疾患に罹患した方々に対する給付制度の創設等 ・石綿救済法の制定(H18.3)</p> <p>○石綿救済法に基づく救済給付対象の拡大等 ・石綿救済給付の対象疾病(中皮腫、肺がん)に石綿肺、びまん性胸膜肥厚を追加(H22) ・特別遺族給付金、特別遺族弔慰金の請求期間を延長(H20改正、H24.3まで)</p> <p>○平成18年度以降、6,000名以上の方々に対して医療費、特別遺族弔慰金等の給付認定 ・平成18年度から平成22年度までの石綿救済法に基づく認定件数は6,512件。 H18: 2,389件, H19: 962件, H20: 1,201件, H21: 1,340件, H22: 620件 ※平成22年度は12月末までの速報値</p> <p>○平成18年度以降、1,000名以上の方々に対して特別遺族給付金を支給 ・平成18年度から平成21年度までの石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定件数は1,241件。 H18: 886件, H19: 99件, H20: 121件, H21: 109件, H22: 26件 ※平成22年度は12月末までの速報値</p>
<p>③労災認定事業場名等の公表(毎年)による退職者、近隣住民等への注意喚起等</p>	<p>○健康被害を受けた方々への注意喚起等のため、平成17年から平成22年までに5,000以上の事業場名等を公表 H17: 606事業場, H20: 3,397事業場, H21: 977事業場, H22: 999事業場</p>

治療水準向上対策	主な実績
<p>④アスベストに起因する中皮腫に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線医学総合研究所、理化学研究所等において、中皮腫の早期診断システムの確立に向けた研究 国立がんセンター等において、大学病院、労災病院等の臨床データを収集・共有するための情報システムの整備等、早期診断・治療法の開発のための基盤整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○放射線医学総合研究所 <ul style="list-style-type: none"> 中皮腫発がんメカニズムの一部解明、肉腫型悪性中皮腫の診断・治療のターゲット分子の発見、MRIによるマウス胸腔内にある1ミリ前後の中皮腫の検出に成功。 ○理化学研究所 <ul style="list-style-type: none"> 中皮腫に関する遺伝子の特定に資する網羅的遺伝子発現解析研究を行うとともに、候補遺伝子の発現制御・機能解析法開発及び早期診断用マーカーの開発。 中皮腫関連遺伝子操作マウス及び中皮腫細胞株の提供(それぞれH21までに、25件の提供、139件の提供) ○国立がんセンター <ul style="list-style-type: none"> 症例登録事業の基盤整備、中皮腫症例の生命予後改善・早期診断法の確立・臨床への応用を考慮した基礎研究の推進を実施
健康被害未然防止対策	主な実績
<p>⑤健康管理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「健康管理手帳」(石綿疾患の前提となる所見者に対する半年に1回の無料健康診断を実施)の対象拡大 全国25箇所の労災病院に「アスベスト疾患センター」を設置し、診断・治療・健康相談等を実施 全国7地域(※)において、「石綿の健康リスク調査」を実施し、周辺住民の健康管理を促進 <p>※大阪府泉南地域等、尼崎市、鳥栖市、横浜市鶴見区、羽島市、奈良県、北九州市門司区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成18年以降、新たに約20,000名の方々に対して「健康管理手帳」に基づく無料健康診断を実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成18年以降、新たに健康管理手帳を交付した方々は、H18:6,822名、H19:3,370名、H20:5,501名、H21:3,880名(なお、H17までの累計は2,070名)。 ○平成17年度以降、「アスベスト疾患センター」において、約32,000件のアスベスト関連疾患等に関する健康相談をお受けするとともに、約50,000件の健康診断を実施 ○平成18年度以降、7地域において累計延7,000人以上の周辺住民の方々へ問診、胸部X線、CT等の検査を無料で実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度以降、全国7地域における受診者数は、H18:567名、H19:1,814名、H20:2,262名、H21:2,433名
<p>⑥その他の主な取組(被害の未然防止等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設物の解体時等における健康障害防止のための石綿障害予防規則の制定(H17) 再生砕石へのアスベストの混入事案に対する指導・立入検査等(H22) 禁止を一部猶予している製品について、代替化促進、順次使用禁止(→平成23年度中に完全禁止) 学校施設等のアスベスト除去費用の助成等 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成17年以降、石綿障害予防規則等に基づき、約68,000件の建築物の吹き付け材の除去工事等に関する届出を審査し、24,386件の監督指導等を実施。 ○再生砕石に混入するアスベスト対策として、平成22年に延べ約30,000現場に立入検査を実施し、約250件の不適正事例等に対して指導を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 立入検査を実施した現場は、延べ29,427現場で263件の不適正事例等に対して指導を実施。 ○学校施設におけるアスベスト等対策 <ul style="list-style-type: none"> 学校施設等(約14万機関)のうち、吹付けアスベスト等がある室等を保有する機関は、平成18年3月の調査時には8,514機関(うち曝露のおそれのある室を保有するのは958機関)であったが、順次除去等を実施した結果、22年10月の調査時には5,131機関(うち曝露のおそれのある室を保有するのは29機関)に減少。なお、曝露のおそれのある室等については、すべてにおいて使用禁止・立入禁止、応急対策等を実施。